

入札説明書

業務件名 一関浄化センター維持管理業務委託

令和 6 年 12 月

岩手県

目次

1	調達内容.....	1
2	入札参加資格に関する事項.....	1
3	入札手続等に関する事項.....	3
4	入札への参加を希望する者に求められる事項.....	4
5	入札方法等に関する事項.....	5
6	入札及び開札の日時及び場所等.....	6
7	入札保証金.....	6
8	入札の無効.....	6
9	入札又は開札の中止.....	7
10	落札者の決定方法等に関する事項.....	7
11	契約に関する事項.....	7
12	その他.....	8
様式1-1	入札書.....	9
様式1-2	委任状.....	10
様式1-3	費用積算内訳書.....	11
様式1-4	入札説明書等に関する質問書.....	12
様式1-5	現地調査申込書.....	14
様式1-6	施設機能報告書閲覧申込書.....	17

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 一関浄化センター維持管理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 別添「一関浄化センター維持管理業務委託仕様書」(資料3)のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 一関市中里字南谷起地内ほか

2 入札参加資格に関する事項

本件入札に参加する者は、(1)に掲げる要件を全て満たしている者又は(2)に掲げる要件を全て満たしている共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して受注する場合における各者の総称をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の者

ア 元請又は共同企業体の構成員（出資比率が10分の2以上である場合に限る。アにおいて同じ。）として、次に掲げる施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を平成31年4月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、その共同企業体の代表者の出資比率に対する自らの出資比率の割合を、その維持管理業務を履行した下水道終末処理場の水処理施設の1日当たりの汚水処理能力（日最大処理能力）に乗じて得た数値を実績として認めるものであること。

(ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）と同等以上の処理方法を用いる水処理施設（1日当たり汚水10,000立方メートル以上の処理能力（日最大処理能力）を有するものに限る。）

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

イ 次に掲げる者を一関浄化センターに配置できる者であること。

(ア) 総括責任者

流域下水道の維持管理を行う者の資格（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に定める資格をいう。（イ）において同じ。）を有する者であり、かつ2年以上総括責任者又は副総括責任者として、次の施設の維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

a 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）と同等以上の処理方法を用いる水処理施設及び汚泥処理施設（1日当たり汚水5,000立方メートル以上の処理能力（日最大処理能力）を有するものに限る。）

(イ) 副総括責任者

流域下水道の維持管理を行う者の資格を有する者であること。ただし、副総括責任者は、一つの業務主任者を兼ねることができる。

- (ウ) 業務主任者
運転業務、環境計測業務及び保守点検業務ごとにそれぞれ業務担当者として3年以上 a 及び b の維持管理業務に従事した経験を有する者であること。
 - a 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)と同等以上の処理方法を用いる水処理施設
 - b 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
 - ウ 次に掲げる条件を満たす者を配置できる者であること。
 - (ア) 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者(第4類)
 - (イ) アーク溶接等の業務に係る特別教育を受けた者
 - (ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (エ) 玉掛けの業務に関する資格を有する者
 - (オ) クレーン運転士、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者又はクレーンの運転の業務に係る特別の教育を受けた者
 - (カ) 特定化学物質等作業主任者
 - (キ) 第一種電気工事士
 - (ク) 総括安全衛生管理者(ただし、300人以上の労働者が勤務する場合に限る。)
 - (ケ) 安全管理者、衛生管理者及び産業医(ただし、50人以上の労働者が勤務する場合に限る。)
 - (コ) 安全衛生推進者(ただし、10人以上50人未満の労働者が勤務する場合に限る。)
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - キ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づく入札参加制限、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止並びに庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止及び県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ク 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - ケ 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (2) 共同企業体
- ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

- イ 各構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の代表者が(1)アに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体の代表者が、(1)イ(ア)に掲げる要件を満たす総括責任者を配置できること。
- キ 共同企業体として(1)イ(イ)及び(ウ)並びに(ウ)に掲げる要件を満たしている者を全て配置できること。
- ク 各構成員が(1)エからクまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ケ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 入札等に関する質問書の受付等

入札等に関する質問は、「入札説明書等に関する質問書」(様式1-4)により受け付ける。

ア 受付期間 令和7年1月30日(木)午後5時まで

イ 受付場所 12(5)の場所に同じ。

ウ 提出方法 文書による持参、郵送又は電子メールによること。

(電子メールアドレス CF0001@pref.iwate.jp)

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて12(5)の場所で閲覧に供するとともに随時質問者あて電子メール等で回答する。

(2) 履行場所の現地調査

現場の状況確認のため現地調査を希望する場合は、次により受け付ける。

ア 現地調査期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月7日(火)まで(ただし、土日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く午前10時から正午及び午後1時から午後3時まで)

イ 現地調査を行おうとする場合は、現地調査を希望する日の3日前までに「現地調査申込書」(様式1-5)を12(5)まで提出し、許可を得なければならない。ただし、都合により日程等を調整することがある。

(3) 施設機能報告書の閲覧

施設機能の確認のため施設機能報告書の閲覧を希望する場合は、次により受け付ける。

ア 施設機能報告書閲覧期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月7日(火)まで(ただし、土日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで)

イ 閲覧を希望する場合は、事前に、「施設機能報告書閲覧申込書」(様式1-6)を12(5)まで提出しなければならない。ただし、都合により日程等を調整することがある。

4 入札への参加を希望する者に求められる事項

- (1) 本入札への参加を希望する者は、入札参加資格を有すること及び業務が履行できることの確認を受けるため、別添「入札参加資格確認申請の案内」（資料2）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて令和6年12月26日（木）から令和7年1月8日（水）午後5時まで（ただし、土日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）に12（5）の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について岩手県北上川上流流域下水道事務所長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

また、当該書類の補足、補正は、令和7年1月17日（金）午後5時まで認める。

ア 入札参加資格を証明する書類

- (ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し及び同第7条の規定により国土交通大臣に提出した現況報告書の写し。
- (イ) 2（1）アに該当する下水道終末処理場の維持管理業務委託の受注実績調書（記載内容を証明する契約書等の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。）
- (ウ) 2（1）イに定める総括責任者、副総括責任者及び業務主任者の基準に基づく業務従事予定者の名簿及び当該基準を満たすことを示す書類。
- (エ) 2（1）ウに定める条件を満たす者の配置予定者名簿（資格等を証する書面の写しを添付すること。）

イ 業務が履行できることを証明する書類

次の事項を記載した「技術提案書」を提出すること。（作成要領を資料5に示す。）

- (ア) 実施方針（維持管理の基本的考え方、業務別の基本方針）
- (イ) 人員体制（組織体制及び人員配置計画、業務上必要な有資格者の配置計画、現場組織のバックアップ体制、再委託先の指導監督体制）
- (ウ) 安全管理体制（業務従事者の安全衛生管理方針、第三者に関する安全管理方針）
- (エ) 運転管理計画（水処理管理、汚泥処理管理、基準未達の場合の対応、省エネルギーの取り組み）
- (オ) 環境計測計画（平常時の水質等分析計画、異常時の水質等分析計画、分析結果の解析、薬品・備品等管理）
- (カ) 保守点検計画（保守点検計画、保守点検実施要領）
- (キ) 施設管理計画（清掃、除草及び除雪並びに戸締り管理の実施計画）
- (ク) 物品等調達管理計画（調達管理計画、出納管理の記録及び報告）
- (ケ) 緊急時等への対応（緊急時の対応、災害時等における点検作業等の要領、流入水質異常時の対応、突発事故故障対応）
- (コ) その他必要な事項（周辺への配慮、コスト縮減、見学者対応、賠償責任、独自性、その他業務）
- (2) 提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結

果は、令和7年1月23日（木）までに通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、岩手県北上川上流流域下水道事務所長に対し、書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、説明を求める者は、当該書面を令和7年1月29日（水）午後5時までに12（5）の場所へ持参により提出しなければならない。

また、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年2月4日（火）までに書面により回答する。

- (5) 入札参加者は、入札日までにおいて、2に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

- (6) 入札参加者は、本説明書及び仕様書等の資料を熟覧の上、入札しなければならない。

5 入札方法等に関する事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 「入札書」（様式1-1）の記載事項は、次のとおりとする。

ア 入札年月日

イ 頭書に「入札書」である旨記載

ウ 入札金額

エ 入札件名

オ あて名（「岩手県北上川上流流域下水道事務所長」とする）

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者住所氏名、頭書に「上記代理人」と記載する）

キ 入札に関する条件を承諾のうえ入札する旨記載

- (3) 代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札書提出の際に「委任状」（様式1-2）を提出しなければならない。

- (4) 「費用積算内訳書」（様式1-3）の記載事項は次のとおりとする。なお、契約締結にあたっては、変動費は流入水量1m³当たりの単価（費用積算内訳書に記載された変動費を流入予測水量で除した額。当該金額に端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てた額）をもって契約額とする。

ア 様式に定める項目毎に履行期間中の経費を記載すること。

イ 費用積算内訳書の固定費と変動費の合計額は入札書に記載された入札金額と一致すること。

- (5) 入札書及び費用積算内訳書は同封、密封の上、封筒に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者職氏名）又は共同企業体名

イ 「2月6日開札一関浄化センター維持管理業務委託の入札書在中」

- (6) 入札書及び費用積算内訳書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒

とし、入札書及び費用積算内訳書の中封筒に密封の上、当該封筒及び外封筒の封皮に(5)ア及びイの事項を記載すること。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和7年2月6日(木)午前11時

イ 場所 岩手県盛岡市東見前3-10-2

都南浄化センター 3階第2会議室

(2) 郵送による入札の場合

入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、令和7年2月5日(水)午後5時までに12(5)の場所へ到達しなければならない。

(3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札保証金

(1) 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証保険契約による場合の保証期間は、「入札の日から令和7年4月1日」までを含む期間とすること。

(3) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。

(4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

8 入札の無効

入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札

(2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 記名押印をしていない入札(外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の

署名をもって代えることができる。)

- (5) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
 - ア 流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）第188条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者の公表等
落札者については、岩手県報で公告する。また、郵送により入札に参加した者に対し、入札の結を書面により通知する。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。
- (4) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度入札に付する。
ただし、開札に立ち会わない入札参加者及び代理人は、再度入札に加わることができない。再度入札は2回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

11 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
- (3) 契約条項は別添「委託契約書案」（資料4）のとおりとする。
- (4) 仕様書案及び提案書との関係

「費用積算内訳書」（様式1-3）は仕様書（資料3-1）の支払い経費（固定費及び変動費の内訳表の内容）とし、「技術提案書」に記載された事項は、業務遂行上において制約を受ける事業実施基本計画書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と落札者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。また、落札をもって提案書の全内容を承認するものではない。落札者は、当該提案書におけるいかなる誤り、欠落等についても必要な範囲において、業務を遂行し、契約目的物を収めなければならない。

(5) 業務準備期間

契約日から履行期間開始までの期間を業務準備期間とし、業務の遂行に支障をきたさないように前受注者から業務の引継ぎを受けるものとする。

ただし、業務の引継ぎ等の業務準備期間中に要する費用は、契約の相手方の負担とする。

12 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類の取扱い

ア 入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

イ ただし、本業務において公表等が特に必要と認める場合は、県は、技術提案書の全部又は一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった応募者の提案については、本業務の公表以外に一切使用しない。

ウ なお、提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

エ 提出された申請書等の書類は返却しない。

(3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(4) 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその他関係法令の各条項並びに規則の各条項を遵守しなければならない。

(5) 本件に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所経営総務課（都南浄化センター管理本館1階）

電話 019-908-2008

FAX 019-638-2622